

「コスモス」を取得しましょう！
～オンライン説明会～



建災防コスモスセンターでは、毎年度、**建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）**の必要性及び導入の効果を解説した「コスモス説明会」（オンライン）を開催しています。

数年前から**オンライン開催**としたことで、全国の多くの企業等の方々にご参加いただいております。「労働災害を減らしたい」、「労働安全衛生マネジメントシステムを導入したい」などお悩みの経営者、担当者の方々にコスモスを知っていただくよい機会となっているものと考えております。

しかしながら、現場担当者として多忙な方々や中小企業で社長自ら現場で指揮を執っておられるような方々も多く、「コスモス説明会」の開催当日にスケジュールが合わないという声も多く聞かれます。

そういったご要望にお応えする一つの方法として、「コスモス説明会」の内容を動画に取りまとめ、**YouTubeにおきましてアーカイブ配信**を開始しました。これによりどなたでも、どこでも、好きな時間に「コスモス説明会」にご参加いただけるようになりました。

また、動画をみてご質問のある方は、専用のメールアドレスから質問が可能です。

横のQRコードから又は「コスモス説明会」で検索してください！



ポスター社名印刷ご希望の方へ
ご注文上の注意

今年も全国安全週間ポスターその他の用品を建災防で作成し、販売しております。

今年のモデルは佐々木美鈴さんです、ほかに浜谷の風景を背景にした全国安全週間のポスターには今年のスローガン「**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全**

職場」が記載されています。

ポスターなど、一部の用品の購入は、本年から本部の図書用品販売サイトからのご注文となります。



支部事務局のニューフェイス

神奈川支部では本部との綿密な連携を強化するため、令和5年度から職員の相互研修による人事交流を企画し、前任の山内氏に代わり、本年4月から本部の世良氏が神奈川支部の事務局に来られました。

《自己紹介》建災防本部から神奈川支部へ参りました、世良と申します。

大学では労働安全衛生を学び、卒業後は新卒で建災防本部に入職いたしました。本部ではコスモス認定事業の事務を3年、建設業における化学物質のリスク管理マニュアルの作成における調査研究を2年担当しておりました。

これまで支部との連携があまりできなかった部署での勤務でしたので、講習や支部主催の大会の運営など様々なことを学んでいきたいと思っております。ご迷惑をおかけしないよう精一杯努力してまいりますので、会員の皆様、何卒よろしく願いいたします。

支部行事予定

第1回理事会

時：5月22日 15:00
所：建設会館講堂

代議員会

時：5月29日 15:00
所：建設会館講堂

本部理事会、総代会

時：6月10日 14:05
所：東京プリンスホテル

運営委員会

時：6月12日 15:00
所：建設会館講堂

正副運営委員長・部会長会議

時：7月8日 16:00
所：建設会館411会議室

建災防神奈川支部ニュース

No.595

令和8年5月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

緊急メッセージ

～支部会員並びに、建設関係事業者の皆様へ～

本年4月7日、川崎の扇島において、クレーン解体作業中に、設備の一部が崩落し、作業に従事していた作業員5名が転落する災害が発生しました。この災害により、3名の死亡が確認され、1名の行方不明者がまだ発見されておらず、（4月20日時点）絶望的状況にあります。

亡くなられた方々に対し、心より哀悼の意を表します。また、負傷された方につきましては一日も早い回復をお祈り申し上げます。

今回、亡くなられた方の中には10代、20代のお若い方がそれぞれ1名おられますが、4月から新たに建設業界に入られた方や、そのご家族の方々にも今回の報道を受け、職場に対して非常にご不安な思いをさせていることと存じます。

とりわけ、神奈川県内における建設業での労働災害は、毎年のように死亡災害がワースト3に名前が挙がる常連となっており、全国の仲間から「神奈川は何をやっているんだ」との声が聞こえるような気がしており、身が縮むような思いにさいなまれています。

今回の重大事故の場合、建災防の現場立入による安全指導は非常に難しく、海上での事故と同様に限界を感じております。とは言え、作業計画等の立案に安全の基本をより一段と盛り込むことが大切であろうと痛感しております。

関係者の方々も災害が起きないように最善の努力をされてこられ、予想外の事態によって起きてしまったのではないかと察せられますが、災害の原因を徹底的に究明し、二度と同様な災害が起きないように水平展開をしていく必要があります。

来年は横浜で博覧会が開催され、また4年後にはこの横浜で建災防の事業として全国建設業労働災害防止大会を開催する予定となっておりますが、一刻も早く、失われた信頼を回復しなければなりません。

ゼロ災害に向け、関係機関のご指導と、会員各位のさらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

建設業労働災害防止協会神奈川支部

支部長 黒田憲一

神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会

会長 米田 實

神奈川県労働局長 着任挨拶



宿里 明弘

神奈川県労働局
局長

4月1日付けで神奈川県労働局長を拝命いたしました宿里明弘（しゅくりあきひろ）と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様におかれましては、平素より神奈川県労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面しており、我が国の活力維持・向上のために生産性や付加価値を向上させる必要があります。このため、物価上昇を上回る賃金の引上げを実現していくこと、女性や高齢者を含む国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが喫緊の課題であり、神奈川県労働局といたしましても、各種の取組を推進しております。

さて、そのような社会情勢の中ではありますが、働く方の命と健康を守ることは普遍的に取り組まなければならないことでもあります。神奈川県内の建設業における労働災害の発生状況をみると、令和7年については、休業4日以上

の死傷者数は679人と前年の729人から50人（6.9%）減少した一方で、そのうち死亡者数については14人となっており、前年の12人と比べて2人（16.7%）増加しています。（令和

8年4月速報値。）

死傷災害の減少は、建設業に携わる皆様の日ごろの活動の成果であると認識しており、本年も引き続き減少傾向を継続していただき、死亡災害を発生させないといった強い決意の下、災害発生ゼロを目指す安全衛生活動を積極的に展開してください。

本年度は、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の4年度目となります。神奈川県労働局といたしましては、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、労働安全衛生法令に規定する墜落・転落災害防止、建設機械等による災害防止、熱中症対策及び化学物質による健康障害防止などについて一層推進させるため、皆様と緊密に連携・協力しながら各種対策を進め、労働災害の確実な減少を実現してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、建設業においては、時間外労働の上限規制が適用され、時間外・休日労働の削減をはじめとした働き方改革の取組を進めていただいております。引き続き、発注者や事業者の皆様に対する周知、働き方改革推進の支援を行ってまいりますので、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴支部会員の皆様のさらなる御協力をお願いいたしますとともに、貴支部の益々の御発展と会員の皆様の御活躍並びに御安全を御祈念申し上げて、私の着任に当たっての挨拶とさせていただきます。

建設業については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されておりますが、労働時間法制度、働き方改革推進支援助成金等の周知支援を引き続き行います。

建設業にかかる人手不足問題を解決するには、業界全体を魅力ある職場とするため、適正工期を実現し、建設業者が長時間労働の是正や生産性向上に向けた取組を進める必要がありますが、そのためには発注者、受注者双方、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であるため、上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、建設業に係る時間外労働の上限規制の適用について、周知を図ってまいります。

併せて本職が以前に監督課に在籍した際に力を入れていただいた、「神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会」について、本年度も開催し、発注者、受注者が抱える問題点を共有し、問題解決の一助にしていきたいと考えております。

改正労働安全衛生法においては、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、高齢者の労働災害防止の推

進が盛り込まれており、建設業に直結する改正となっていることから、当該改正について積極的な周知・指導について実施してまいります。

併せて熱中症対策については事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」及び「関係作業員への周知」が義務付けられたが、施行年である令和7年の職場における熱中症による労働災害発生状況は、死亡者数が15人（全国・速報値）と、前年と比べて大きく減少したところであり、酷暑が予想される本年度においても重点をおいた指導を行っていくことといたします。

残念ながら県下の労働災害による死亡者数は令和7年においては43件（前年比+8件）、建設業においては14件（前年比+2件）となっており、件数削減は最重要な課題であるものと認識しているところです。

建設業には様々に取り組むべき課題がありますが、誰もが安心して働くことができる職場環境の形成をお願いして、着任の挨拶とさせていただきます。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和8年3月末日現在

年	署													合計
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西		
本年	9	4	2	11	6	10	8	8	5	10	6	14	93	
前年	9	2	5	12	6	14	12	5	1	9	6	13	94	
			(1)					(1)				(1)	3	

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和8年4月22日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和8年)	前年同期 (令和7年)	前々年同期 (令和6年)	令和7年 速報値	令和6年	令和5年
製造業	1	3	2	5	6	4 (1)
建設業	3	5	3	14	12	16 (1)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業		2 (1)	3 (1)	5 (4)	6 (2)	9 (3)
港湾荷役業				2		1
商業	1	1 (1)	2 (1)	2 (2)	3 (2)	
清掃・と畜業	1	1		4	3	3
その他	1	3	1	11	5 (1)	9 (2)
合計	7	15 (2)	11 (2)	43 (6)	35 (5)	42 (7)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

労働保険のお知らせ

令和8年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は

6月1日（月）～7月10日（金）です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

正しい申告のために・・・早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！



検索

労働保険の電子申請

お問い合わせは、

神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課・・・電話 045-650-2803



着任挨拶（神奈川労働局労働基準部長・監督課長）



西本 直哉

労働基準部長

令和8年4月1日付けで労働基準部長に着任いたしました西本直哉と申します。今年で入省30年となりますが、一番最初に勤務したのが横須賀労働基準監督署で神奈川での勤務は2回目、27年ぶりの勤務となります。

建設業労働災害防止協会神奈川支部長の黒田様をはじめ会員の皆様には、日頃より神奈川労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では、令和8年度の重点政策として「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり」として、労働災害防止をはじめとする各種施策を展開していくこととしています。

建設業の労働災害発生状況ですが、皆様方のたゆまぬご努力により令和7年の死傷者数は679人（令和8年3月速報値）となっており、前年同期より50人（約7%）減少しています。

その一方で死亡災害は14人と前年同期より2人増加し、全業種の死亡災害の1/3を占めていることから危機的な状況と感じているところです。

とりわけ建設業は、高所作業等危険な作業が多いため、ひとたび事故が発生すると死亡災害や障害が残る痛ましい災害につながりやすく、毎年これらの重篤な災害ゼロを目標とし決して諦めず、今後も粘り強く継続的に災害防止活動を行っていく必要があると考えます。

このような中、貴支部では、ICTの工事現場への更なる導入、リスクアセスメントによる事前の安全対策と心身の健康確保、「かながわ安全強靱化計画」の下での「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の実施により労働災害防止に成果をあげられていると聞いており、大変ありがたく思っています。

今後も更に今一步、労働災害防止にご尽力いただけると幸いです。

神奈川労働局では、令和8年度も「第14次労働災害防止計画」に掲げる建設業対策の重点実施事項である墜落転落災害防止対策の充実強化、労働者の健康障害防止対策等を積極的に推進することが重要であると考えており、特にこれからの時期は熱中症対策が重要になってまいります。

労働災害防止の取り組みを着実に進め、確実に成果をあげるためには、貴支部をはじめとする災害防止団体の連携は欠かせません。また、行政の指導・啓発はもちろんですが、事業者の安全対策や現場で働く人一人一人の安全意識の向上も必要であり、これらが相まって継続的に行われることで災害防止につながると考えます。今後ともよろしく申し上げます。

最後になりますが、貴支部の役員の皆様をはじめ、会員の皆様の更なるご理解とご協力をお願いするとともに、貴支部のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

ご安全に。



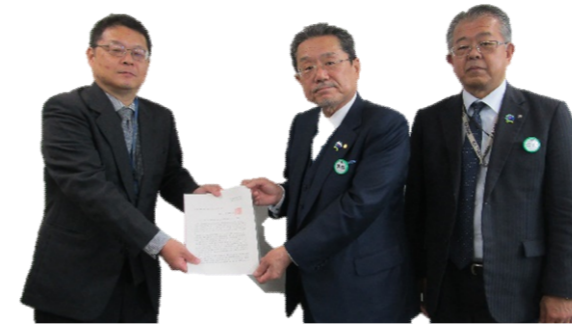
山田 能啓

監督課長

令和8年4月1日付けで労働基準部監督課長を拝命しました山田と申します。建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、特に安全衛生対策の推進に多大な御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年度の監督指導業務においては「安全で健康に働くことができる環境づくり」に向けて、「長時間労働の抑制」「労働条件の確保・改善対策」「改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底」「第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の推進」を軸として行政運営を進めていく所存でございます。

建設業労働災害防止対策の取組要請



左から西本労働基準部長、黒田支部長、池田副支部長

令和8年4月7日、神奈川労働局において神奈川支部の黒田支部長並びに池田副支部長が4月1日に着任された宿里労働局長、西本労働基準部長に面談し、神奈川県建設業における災害の状況、神奈川支部の活動状況について意見交換を行いました。

会談後、西本労働基準部長から、建災防神奈川支部長及び神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会（以降木建協）会長宛の、本年度における建設業労働災害防止対策の取組にかかる要請文書をいただきました。（写真）

要請文書においては「神奈川県内における死亡災害発生状況を見ると、令和7年の死者数は14人と前年同期の12人と比べて増加しており、全業種の死者数43人に占める割合は32.6%と高い水準にあります。また一方で、休業4日以上死傷災害は、令和7年は670人となり、前年の721人から7.1%減少しています。（2月末速報）」と状況について説明され、

「建設業における労働災害防止対策について、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の確かな実施、自主的な安全衛生活動の促進を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策をさらに推進することが求められています。このような中、当年度は、令和5年4月から5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画の4年目に当たり、「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」が定められました。また、当局においても建設職人基本法に基づく神奈川県の計画を踏まえ、より一層の労働災害防止対策を推進してまいります。つきましては、建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による労働安全衛生法令遵守の徹底及び事業者等の自主的な安全衛生管理活動の促進について、別添の留意事項※を貴機関に關係する建設工事業業者に周知をいただく等、今年度における建設業労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をお願いする。」とのご指摘を受けました。

※当日受領した上記の「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」の内容については次号（6月号）の特集でご紹介する予定です。

ホームページ更新しました

今年も暑い夏を迎えようとしていますが、猛暑時に寝不足や暑さで注意力が低下し、それによって不安全な行動によるものと考えられる災害が夏場に急増する傾向にあることから「危ないのは熱中症だけじゃない」という観点で昨年「猛暑時の安全行動強化期間」を神奈川労働局、県下労働基準監督署の後援を得て実施しました。

今年も同様に猛暑が予想されることから、継続して展開します。期間は各年の7/1～9/30、なお、強化期

間にかかる要綱や、ここ2年間における夏場での災害事例、国の熱中症予防のガイドラインなど夏季に必要な情報を神奈川支部のホームページに特設コーナーを設けて紹介しています。

同時に、3分KYの動画など新たに更新してまいりますので日ごろのKY活動に必要な情報等を入力してください。



熱中症無料出張講座
（オンライン可）のご案内

脱水症と熱中症に関しまして、幅広くご説明させていただきます。
二次元コード、メールよりお申込みください。

無料出張講座
ご希望の方は
こちらから



お問い合わせ先
㈱大塚製薬工場 永瀬
メールアドレス
: Nagase.Tsutomu@otsuka.jp

職場における熱中症予防対策については、平成29年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。また、昨年労働安全衛生規則を改正し、規制の強化を図るとともに、本年3月18日に「職場における熱中症予防対策のためのガイドライン」が策定され、熱中症対策が整備されました。本特集記事では新たに策定されたガイドラインを中心に抜粋して紹介しています。また、神奈川支部では昨年に引き続き独自で、「危ないのは熱中症だけではない」として「猛暑時の安全行動強化期間」を展開することとしました。(※3頁下段)各事業所におかれましては、要綱の推進により効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。

Step 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握、地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効である。

Step 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

事業者は、過去に熱中症による労働災害が発生した場所など、WBGT基準値を超えている又は超

えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、WBGT値の低減に努めること。

休憩場所の整備等

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効であるため、事業者は、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。休憩場所は、空調設備等を備えていることが望ましいが、場所によっては制約要件があることに留意すること。

服装

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備すること。

服装等の選定に当たっては、作業の実態に合わせ、送風や送水により身体を冷却する機能を持つ服やヘルメットの中から適切なものを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用すること。

作業時間の短縮等

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

プレクーリング

作業開始前や休憩時間五深部体温を下げる

WBGT値が高い暑熱環境下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングについては、体表面から冷却する方法と、冷水やアイスラリー(流動性の氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法を検討すること。

また、必要に応じて休憩時間中のプレクーリングも検討すること。

水分及び塩分の摂取


水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

安衛則第617条により、多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水を備え付けることが義務付けられており、当該作業場では、飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を備え付けなければならないこと。

高温多湿作業場所においては、作業従事者について自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、作業従事者の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、作業従事者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

災害事例：配管工事現場
県内、令和7年7月14日発生

被災者は同僚とともに午前8時頃から農業ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開、午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行って休憩するよう促した。10分程度経っても戻ってこなかったため、同僚が見に行ったところ、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、その後別の病院に転院したが、約2か月半後に死亡した。



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整、新規入職者や休み明け作業者は別途注意が必要

高温多湿作業場所において作業従事者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適應すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けること。

特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で行う場合、新規入職者などが新たに当該作業を行う場合、

又は、作業従事者が長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、当該作業従事者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

その場合は、暑熱順化プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、WBGT値に応じた作業の中断等を徹底すること。

健康診断結果に基づく対応

異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮する。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

日常の健康管理等

当日の朝食の未接種、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認する。

高温多湿作業場所で行う作業従事者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導する。

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行うこと。

また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の作業従事者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた作業従事者をあらかじめ把握し、巡視の頻度を増やすなどして当該作業従事者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮すること。

作業開始前に、作業従事者に対し、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足等がないかなど、声かけなどをすることが望ましいこと。

作業従事者は、作業当日に体調に普段と異なる変化や、睡眠不足等がある場合は、職長等の管理者に申し出ることが望ましいこと。

異常時の措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合、周囲の作業従事者等は、熱中症が疑われる作業従事者を、必ず、一旦、作業から離し、救急処置として涼しい場所で当該者の身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行わせること。また、症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

なお、周囲の作業従事者等は、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしてもためらわずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行うこと。

判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにしたりせず、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましいこと。

医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、十分に涼しい休憩場所に避難させた上で、必要に応じてアイスラリー(流動性の氷状飲料)や経口補水液などの水分・塩分を摂取させる、作業着を脱がせて水をかけて全身を急速冷却する、アイスバスに入れる、ミストファンを当てる、濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てるなどにより効果的な身体冷却に努めること。

この間、容態が急変する可能性があることから、熱中症を生じたおそれがある作業従事者を一人きりにすることなく、他の作業従事者等が見守ることが重要である。

熱中症を疑わせる症状としては、ふらつき、発汗、けいれん、めまい、頭痛等が挙げられるので、労働衛生教育で作業従事者に周知すること。

熱中症関係特設コーナー

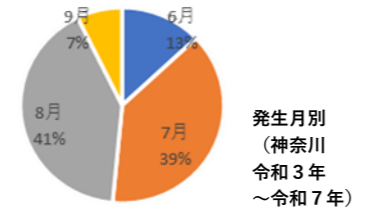
神奈川支部のホームページに熱中症関係の情報を集めた特設コーナーを設けました。この頁で紹介したガイドラインや県内で夏季に発生した死亡災害の状況、神奈川支部独自で展開している「猛暑時の安全行動強化期間」(※3頁下段)などを紹介しています。



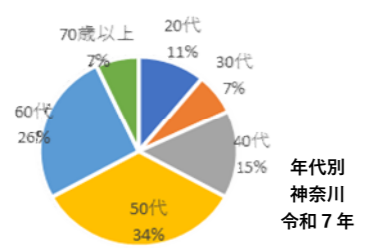

建炎防STOP! 熱中症ポスター販売中
今年は安全週間と同じ佐々木美玲さん

令和7年中の神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、死亡を含む休業4日以上の死傷者数は102人(過去最高を記録)で、うち死者数は建設業の1件となっており、災害が大幅に増加しております。業種別では建設業が最多の19人、次いで警備業が15人となっており、年齢別にみると、50歳代の34人(うち一人は死亡)60歳代の27人など被災者のほぼ2/3が50歳以上となっています。

令和7年中の神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、死亡災害は7月に発生しました。また、発生日の最も早い災害は6月上旬で、最も遅いものは10月中旬でした。



WBGT値(暑さ指数)を把握せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置を講じていなかった事例、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった事例「体調不良を感じたが休憩を取りながら業務を継続していたところ容態が急変した」「倒れているところを発見された」など熱中症発症時・緊急時の措置が適切にされていなかった事例、持病が熱中症の発症に影響を及ぼした事例もみられ、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。



令和3年以降の月別死傷者数をみると、全体の4割が8月に発生し、これに7月発生分を合わせると全体の8割となります。また、死亡災害4件は6月から8月に発生しています。

令和7年は、過去5年間の傾